

二十日若シノハ十一日ニ行ハシムヘク促進スルコトニ
可決シテ午後三時世分無事散会セリ

九日職工側ハ前記実行委員ノ代表トシ未回答ノ日給改
正ノ件解雇職手当制定ノ件ヲ要求書ニ改メテ提出折衝
ノ結果本日午後三時会社側近藤支配人職工側本田政忠
外十名工場事務所ニ於テ会见支配人ハ日給改正ノ件
(款額書第十一項)ハ容認解雇職手当制定ノ件(款額書第十
二項)ニ対シテハ別部第三ノ表(細別表)後送スヲ以テ回答
セシカ代表者等ハ吾々ノ要求額トハ著シキ差異アリ此
供承認シ難ク一應ハ解職工ノ意見ソ徴シタル上申出ツ
ベシトテ退出午後三時半ヨリ工場食堂ニ職工大會ノ開
キ協議セラルニ遂ニ決定ツ見ズレテ午後六時何レモ退場

セリ引續注意中ナトカ会社側ノ回答職工側ニ比較的有
利ナルト職工側一般ニ温順ナルヲ以テ大事ニ至ラスレ
バ解決スベク觀測セララル
右及申(通)報候也

(別記一)

個 條 款 願 書

- 一、請負制度部署ノ月給者ノ給料ハ會社ニテ支拂フコト
- 二、早退者ニ対シテハ時間割ヲ以テ給料ヲ支給スルコト
- 三、配當割ヲ改正スルコト